二 株券等の保管及び振替に関する法律 (昭和五十九年法律第三十号)

四、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資料の優先出資引受権証書、「一、以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券、「一、以下「投資信託法」という。)に規定する投資証券、「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九券			改正案
			現

第三条 六 外国又は外国法人の発行する債券で新株予約権付社債券及び前 (保管振替業を営む者の指定) 償還されるもの 号(二に掲げるものを除く。 二 資産流動化法に規定する特定社債券 (旧資産流動化法に規定 出資証券を含む。 律第百五号。以下「旧資産流動化法」という。 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法 その効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の 平成十二年法律第九十七号) 附則第二条第一項の規定によりなお 定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券 による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律 (産流動化法」という。) に規定する優先出資証券 (特定目的会社 次に掲げる有価証券のうち、 する特定社債券を含む。 による相互会社の社債券 社債券 投資信託法に規定する投資法人債券 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請 その他特別の法律により法人の発行する債券 保険業法 (平成七年法律第百五号)第六十一条第一項の規定 (略) 以下同じ。)に掲げるものの性質を有するもの 前各号に掲げる有価証券をもつて 新優先出資引受権証券、)に規定する優先 第三条 2.3 (保管振替業を営む者の指定) 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請 (略)

することができる。 業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる

(田)

なつた日から五年を経過しない者でないこと。 、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくの刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられの刑(これに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金第七十五号。以下この項及び第四条において「社債等振替法」と この法律若しくは社債等の振替に関する法律(平成十三年法律

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこ

イ~ハ (略)

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された 場合若しくは社債等振替法第二十二条第一項の規定により社債 等振替法第三条第一項の指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会 対された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会 社の取締役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその規定により当該 れている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消 しの日から五年を経過しない者

ホ 第九条の二第一項の規定若しくは社債等振替法第二十二条第

することができる。業務の全部(以下「保管振替業」という。)を営む者として、指定により、この法律の定めるところにより第四条第一項各号に掲げる

(略)

くなつた日から五年を経過しない者でないこと。れ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがな金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せらという。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰法律第七十五号。以下この項及び第四条において「短期社債法」二 この法律若しくは短期社債等の振替に関する法律 (平成十三年

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこ

چ

イ〜ハ (略)

場合若しくは短期社債法第二十二条第一項の規定により短期社債法第三条第一項の指定を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取た場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取た場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取た場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取た場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取る者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日の指定を取り消された二、第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された二、第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された

(業務の範囲)	(業務の範囲)
5 (略)	5 (略)
第百条第一項の催告は、することを要しない。	二項において準用する同法第百条第一項の催告は、することを要し 対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第
み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法」という。)であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読	債権者(以下「預託債権者」という。) であつて参加者以外の者により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る
受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者らの規定を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を	五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十の規定にれらの規定を準用する第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の
準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 及びこれ	準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 並びにこ
九条(第二十条第三項及び第二十一条第四項(第二十二条において	九条(第二十条第三項及び第二十一条第四項(第二十二条において
4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十	4 保管振替機関が預託を受けた株券等並びに第十六条第四項、第十
2 · 3 (略)	2・3 (略)
第三条の四(略)	第三条の四(略)
(資本の額の変更)	(資本の額の変更)
2 ()	
쯔	匹
へ (略)	へ (略)
を受けた日から五年を経過しない者	処分を受けた日から五年を経過しない者
令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分	の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその
項の規定又はこの法律若しくは短期社債法に相当する外国の法	「項の規定又はこの法律若しくは社債等振替法に相当する外国

四个八(略)	で定める事故が主じた場合の報告こ関する事項八(参加者において預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令(違反した場合の措置に関する事項)	ロー参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に一イ 顧客の口座に関する事項		務 規程)	債等振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解しては3.前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、社という。)を営むことができる。	より承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「振替業等」(規定する振替業及び社債等振替法のほか、社債等振替法第三条第一項(略)(略)(略)(略)が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 、 、、、、、、、、、、
四~八(略)	(新設)	(新設)	三 参加者の顧客の口座に関する事項ー・二 (略)なければならない。第五条 保管振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定め	務 い。 規程)	期社債法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはな3.前項の規定は、保管振替機関が振替業等を営む場合において、短う。)を営むことができる。	承認を受けた業務(次項及び次条第一項において「振替業等」とい規定する振替業及び短期社債法第九条第一項ただし書の規定により一〜三 (略) 「会業務を行うものとする。

(事故の報告)	(事故の報告)
2 (略)	2 (略)
十六 (略)	十六(略)
九十八号)第二条第二十項に規定する登録投資法人	
十五 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百	十五 投資信託法第二条第二十項に規定する登録投資法人
保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等	規定する外国保険会社等
十四 保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する	十四 保険業法第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に
+十三 (略)	+-+三 (略)
項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会	項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一	九 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一
四~八(略)	四个八(略)
三(証券取引法第二条第二十五項に規定する証券金融会社)	三 証券取引法第二条第二十八項に規定する証券金融会社
一•二 (略)	
口座を開設しなければならない。	口座を開設しなければならない。
る者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための	る者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための
第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げ	第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げ
(口座の開設)	(口座の開設)
十 (略)	十 (略)
	る事項
る場合を含む。	CN
一、「第三十一条/第三十九条第二頁から第八頁までこお)と集用す一	一、「、第三十一条(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の丘及

第七条の五保管振替機関は、 報告しなければならない。 じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に いて預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生 自己又は第十五条第一項の参加者にお

、特定合併の場合の預託債権者の異議

第十条の二

(略)

2

(略)

3 準用する場合を含む。) の株券等の交付の請求又は第三十四条第一 法第二百二十条ノ六第一項の規定による請求を行つたものとみなす 項の単元未満株式の同法第二百二十一条第六項において準用する同 きは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて 第二十八条第一項 (第三十九条、 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたと 第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において 第三十九条の二、第三十九条の 3

4 (略)

(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時においてその当事者となる保管振替機関の 項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。 参加者(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二 であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項

> 第七条の五 務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところによ り、その旨を主務大臣に報告しなければならない。 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主

(特定合併の場合の預託債権者の異議)

第十条の二 (略)

2 (略)

む。)の株券等の交付の請求又は第三十四条第一項の単元未満株式 きは、当該預託債権者は、その口座に係る株券等のすべてについて の同法第二百二十一条第六項において準用する同法第二百二十条ノ 六第一項の規定による請求を行つたものとみなす。 第二十八条第一項 (第三十九条第一項において準用する場合を含 預託債権者が商法第四百十二条第一項の期間内に異議を述べたと

4 (略)

(特定合併の効果)

第十条の三 特定合併の時においてその当事者となる保管振替機関の 項の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。)であつた者が現に受けている第十四条第一項ただし書又は第二項 参加者(商法第四百十二条第二項において準用する同法第百条第二

顧客から別段の申出があつたときは、この限りでない。顧客の承諾又は請求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客の承諾又は請求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係るする場合を含む。)の規定による当該保管振替機関への預託に係る第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用(これらの規定を第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、

に係る保管振替機関名義株式等とみなす。 (第三十九条の五第一項及び第十二条の三第三項において「保 等用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされて 学用する第二十九条第二項の規定により保管振替機関名義とされて に係る保管振替機関が特定合併を行つた場合には、当該保管振替機関に 2

(営業譲渡の効果)

第十二条の三 (略)

(略)

第五項、優先出資法第三十条及び資産流動化法第四十九条第一項に第五項、優先出資法第二百二十六条ノ二第四項(投資信託法第八十三条規出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する投資口、優別名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優別の規定により当該譲受会社は、前項において準用3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用3

出があつたときは、この限りでない。

求とみなす。ただし、特定合併の日の前日までに顧客から別段の申求は、特定合併後の保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請うの規定による当該保管振替機関への預託に係る顧客の承諾又は請(これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。

義株式等とみなす。 義株式等とみなす。 、特定合併後の保管振替機関に係る保管振替機関名 この項及び第十二条の三第三項において「保管振替機関名義株式等 二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下 において準用する第二十九条第 二項の規定により保管振替機関名義とされているものを含む。以下 の項及び第五項から第七項までにおいて準用する第二十九条第 、以下

第十二条の三 (略)

優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資に関する法律に規定する投資口並びに協同組織金融機関の関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律(平成界名業株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律(平成の領土を設定しまり当該譲受会社に係る保管振替機の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用2(略)

の請求をすることができる。 おいて準用する場合を含む。) の規定による株券等の発行又は返還

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

(新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条 株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行 の引受権の行使」と、 付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発 る」とあるのは「新株引受権証書 五項の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託するこ は新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券につい 第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに前三条の規定 てする申出」と、 行価額又は新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出し ととなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において された株式」と、 第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであ 第三十一条(第一項を除く 第十四条から第十八条まで、 第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一 「転換の請求」とあるのは「新株予約権又は新株 同条第三項中「転換の請求により発行された)並びに第三十二条第四項及び第 新株予約権証券又は新株予約権 第二十条、 第二十三条から

> 券等の発行又は返還の請求をすることができる。 する法律第三十条において準用する場合を含む。 する法律第八十三条第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関 する法律第四十九条及び第百七十八条、投資信託及び投資法人に関 出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項(資産の流動化に関 の規定による株

株券以外の有価証券の保管及び振替

(株券以外の有価証券)

第三十九条 第二項及び第三節の規定を除く。 て準用する。 前章の規定(第十九条から第二十二条まで、 Ιţ 株券以外の有価証券につい 第二十八条

- 3 2 あるのは、それぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員 化に関する法律に規定する優先出資証券について準用する。 第三十一条第一項第二号及び第二項、第三十二条第八項並びに第三 より株式の発行を受けるべきこととなるものについて準用する。 条第四項の規定は株券以外の有価証券でその表示する権利の行使に 券のうち外国法人の発行する有価証券で株券の性質を有するものに 合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」と 十四条の規定を除く。 ついて、第二十条、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(前項に規定する規定のほか、第十九条の規定は株券以外の有価証) ば 株券以外の有価証券のうち資産の流動
 - 257-

は、政令で定める。
は、預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え、の、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるの条の規定による転換の請求又は第二十二条」とあるのは「第二十条

(投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第三十九条の二 場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」 の規定は、 第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三 は「投資信託法第八十三条第五項において準用する商法第二百二十 口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と るものを除く。)、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割 第三十一条(第一項第三号及び第二項を除く。 七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、 六条ノ二第一項又は投資信託法第八十四条第二項」と、 十九条中「株式の併合、 とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、 による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行 六項を除く (新株引受権証書が発行された場合を除く。 第二十九条第二項中「商法第二百二十六条ノ二第一項」とあるの (同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第 投資信託法に規定する投資証券について準用する。この 第十四条から第十九条まで、 第三十三条並びに第三十六条から第三十八条まで 分割若しくは転換(次条第一項の請求によ)」とあるのは「投資 第二十三条から第二十)、第三十二条(第 第三十一条 第 5

名簿」と読み替えるものとする。

- ついて、それぞれ準用する。
 ついて、それぞれ準用する。
 ついて、それぞれ準用する。
 の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、第二十条、第二十二条、第三十一条第二項から第四項券について、第二十条、第二十二条、第三十一条第二項から第四項条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項の規定は株券以外の条第二項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条第四項の規定は株券以外の
- と読み替えるものとする。

 「東質権利者」及び「実質権利者名簿」であるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質株主名」では、一項第二号及び第三号並びに第二項、第三十二条第四項及び第八項で開発に対定する規定する受益証券について準用する。「の場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名」であるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者」及び「実質権利者と関係を関係を表する。
- 法律第七十四号)第二十四条第一項において準用する場合を含む。。) は、株券以外の有価証券のうち投資信託及び投資法人に関するお律に規定する投資証券について準用する。この場合において、こ法律に規定する投資証券について準用する。この場合において、こ法律に規定する投資証券について準用する。この場合において、これの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれらの規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(

時期又はその日」と、 えるものとするほか、 投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。 条第一項において準用する場合を含む。) に規定する親会社をいう 項中「親会社(商法第二百十一条ノ二第一項(有限会社法第二十四 することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第八 は投資信託法第八十七条第三項」と、「その日」とあるのは「その 約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めたとき、又 項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含 三項において準用する場合を含む。)及び第三百七十四条ノ七第一 の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替 の株主又は社員」とあるのは「親法人(他の投資法人の発行済)」とあるのは「投資信託法第八十八条第一項の規定により規 必要な技術的読替えは、 同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託 政令で定める。 7 8

(実質投資主名簿の名義書換事務受託者等)

なハ。| 七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者を置かなければなら| 七十九条第二項に規定する名義書換事務受託者を置かなければなら|第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第|

所に備え置くことができる。 2 投資法人は、実質投資主名簿を前項の名義書換事務受託者の営業

(実質投資主名簿の投資口の口数を超える保管振替機関名義投資口

に関する取扱い)

理大臣」と読み替えるものとする。| 人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定す人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定す

優先出資者名簿」と読み替えるものとする。
「第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定では、それぞれ「実質優先出資証券について準融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準計がある。この場合において、これらの規定する優先出資証券について準証機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について準証が、第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定(

ずる優先出資引受権を表示する証書について準用する。の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項の規定は、株券以外8.第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十二条、第三十一8.

を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用並びに社の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済優先出資第三十九条の二 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券

は100 (保管振替機関名義投資口の口数は、発行済投資口の総口数に算入し 日分の三又は十分の一以上に当たる投資口を有する投資主の権利の 百分の三又は十分の一以上に当たる投資口を有する投資主の権利の 日のにおいては、発行済投資口の総口数の百分の一、 日のによいては、発行済投資口の総口数の百分の一、 日のによいては、発行済投資においては、発行済投資においては、発行済投資においては、発行済投資においては、 日のによいては、日のによい

規定の準用)(協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る)

第三十九条の五 質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、 のは「優先出資引受権証書及び優先出資の発行価額の全額」と、 優先出資の分割、 の併合、分割若しくは転換(次条第一項の請求によるものを除く。 規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実 する優先出資証券について準用する。 この場合において、これらの 並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、 から第三十一条まで、 条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、 会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「 第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とある 新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書 第十四条から第十九条まで、 協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く。 第三十二条(第八項を除く。 第二十一条、 第十九条中「株式 優先出資法に規定 第二十九条 第三十三条 第二十三

総口数に算入しない。数を超える保管振替機関名義優先出資の口数は、発行済優先出資の質優先出資社員名簿に記載され、又は記録された優先出資の合計口質像先出資社員名簿に記載され、又は記録された優先出資の合計口

で定める。「で定める。」の場合において、必要な技術的読替えは、主務省令で準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、主務省令一のでは、ののでは、資産の流動化に関する法律に規定する投資証券及び協同組投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び協同組設にあり、

- 260-

るものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とある 使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百十九条第一項、 中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証 転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第二項 七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と読み替え 六条第五項において準用する商法第二百十九条第一項」と、 において準用する商法第二百八十条ノ四第三項及び優先出資法第十 て準用する場合を含む。 白七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第三項におい 白四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。 |項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は |百八十条ノ四第三項 (同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三 同条第四項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行 第二十一条の規定による優先出資引受権」と、 同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資引受権証書」)」とあるのは「優先出資法第六条第五項 第三十二条第) 及び第三 同条第

2

び第四項中「預託し、 受権の行使」と、 るのは「第二十条の規定による優先出資引受権」と、 は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあ 第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又 の行使」と、 する申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権 ものである」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けている 名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係る 簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者 み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、 「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出して 同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引 「株式」とあるのは「優先出資」と、 又は預託する」とあるのは「預託する」と読 政令で定める。 同条第三項及 第三十一条

(特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定

るものとする。

第三十九条の六 第三十九条の四の規定は、優先出資法に規定する優

(実質優先出資者名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優

先出資に関する取扱い)

先出資証券について準用する。

この場合において、

同条中「百分の

百分の三又は十分の一」とあるのは、

「百分の三」と読み替え

の準用)

第三十九条の七

第十四条から第十九条まで、

第二十一条、

出資社員名簿」と、 法第七十条第三項」と、 使又は転換の請求」と、 同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行 権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、 定社債券」と、同条第三項中「株券」とあるのは「新優先出資引受 新優先出資引受権証券、 換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求 先出資の発行価額の全額を提出し、 先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優 与えてする株式の発行(新株引受権証書が発行された場合を除く。 次条第一項の請求によるものを除く。)、会社の株式交換、 主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先 での規定は、 第八項を除く 条から第二十七条まで、 三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第三項又は旧資産流動化 」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、 と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「 第三十条、第三十一条(第一項第二号を除く。 一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優 この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株 合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を 資産流動化法に規定する優先出資証券について準用す 第十九条中「 第三十三条並びに第三十六条から第三十八条ま 第三十一条第一項第三号中「商法第二百九 第二十八条第一項及び第三項、 第三十条第二項中「 転換特定社債券又は新優先出資引受権付特 株式の併合、 又は転換特定社債券」と、 商法第二百六十三条第 分割若しくは転換 (第三十二条(第二十九条 株式移 第

2 実質優先出資社員名簿」と、 れ準用する。この場合において、 請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞ 定は資産流動化法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の と読み替えるものとするほか、 三十二条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、 条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、 る新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十 くは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定によ 旧資産流動化法第百二条第一項」と、同条第二項中「第二十条若し 十三条ノ五第一項」とあるのは「資産流動化法第百二条第一項又は ている」 約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券 転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三 八条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、 実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「 第十四条から第十八条まで、 転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受け 条(第一項を除く。 第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十 申出」とあるのは「)並びに第三十二条第四項及び第五項の規 第二十条第一項中「預託株券が転換予 第二十条、 必要な技術的読替えは、 これらの規定中「実質株主」及び 申出(預託を受けている新優先 第二十三条から第二十七 優先出資社員」 政令で定め

優先出資の発行価額の全額を提出してする申出)」と、

株式の転

出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

い、必要な技術的読替えは、政令で定める。

が、必要な技術的読替えは、政令で定める。

い、必要な技術的読替えは、政令で定める。

優先出資に関する取扱い)(実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義

出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。投資主総会の決議」とあるのは、「並びに社員総会の決議及び優先優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「及び第三十九条の八(第三十九条の四の規定は、資産流動化法に規定する

||--||(株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準|

て準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定十八条までの規定は、第二条第一項第五号に掲げる有価証券につい七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三第三十九条の九(第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十

第四十二条(第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項 第三十九条の十三 (略) 第三十九条の十二 (略) 第三十九条の十一 (略) 第三十九条の十 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十 める。 て準用する。この場合において、 七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三 る債券に関する株券に係る規定の準用) 十八条までの規定は、 (財務大臣への資料の提出) (財務大臣への通知) (財務大臣への協議) (新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行す 第十八条若しくは第二十六条第四項 (これらの規定を第三十九条 第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条 (略) 第二条第一項第六号に掲げる有価証券につい 必要な技術的読替えは、 政令で定 第四十二条第十六条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第二項 2 第三十九条の三 第三十九条の二の二 (略) 第三十九条の四 、 第十八条若しくは第二十六条第四項 (これらの規定を第三十九条 第一項において準用する場合を含む。) の規定に違反して顧客口座 (財務大臣への通知) (財務大臣への協議) (財務大臣への資料の提出) (略) (略) (略)

三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。らに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれ違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載し、の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。)の規定に

しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若

一 (略)

二 第三十一条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及 第三十一条第一項(第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)又は第三十一条第四項(第三十九条、 第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)、第三十九条の五及び第三十九条の七において準用する場合を含む。)、第三十九条の五及び第三十九条の七において 第三十九条の一、第三十九条の五及び第三十九条の七において 第三十九条の一、第三十九条の二、第三十九条の五第一項及 第三十一条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及

に該当するときは、百万円以下の過料に処する。 者 (その者が法人であるときは、その役員) が次の各号のいずれか第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加

金に処し、又はこれを併科する。しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰き事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に記載し、若しくは記録すべ

しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若

(略)

世ず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者 でにおいて準用する場合を含む。)又は第三十一条第五項(第三十九条第二項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第五項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)の項及び第五項から第七項までにおいて準別では、 関投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告を 世ず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

に該当するときは、百万円以下の過料に処する。 者 (その者が法人であるときは、その役員) が次の各号のいずれか第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加

券等を提出することを怠つたとき。 て準用する場合を含む。)の規定に違反して、保管振替機関に株五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十におい五 第十六条第二項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の

ことを怠つたとき。 て準用する場合を含む。)の規定に違反して、株券等を分別する五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十におい六、第十六条第三項(第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の

。)の規定による写し若しくは書面の交付を拒み、又は虚偽の記札の十において準用する場合を含む。以下この号において同じ九条の十において準用する場合を含む。以下この号において同じ九条の一点の理由がなく、第三十九条の七、第三十九条、第三十九条の二、カーのでは、名義書換の請求をすることを怠つたとき。)の項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む。)の八一第二十九条第一項後段(第三十九条の二、第三十九条の五第一八一第二十九条第一項後段(第三十九条の二、第三十九条の五第一

載をして第三十六条の写し若しくは書面を交付したとき。

| _ _ _ (略)

む。)の規定に違反して、株券等を分別することを怠つたとき。六 第十六条第三項 (第三十九条第一項において準用する場合を含

合を含む。)の規定による交付の請求を拒んだとき。用し、及びこれらの規定を第三十九条第一項において準用する場正当の理由がなく、第二十八条第一項(同条第三項において準

七

書換の請求をすることを怠つたとき。 項までにおいて準用する場合を含む。)の規定に違反して、名義八 第二十九条第一項後段 (第三十九条第三項及び第五項から第七

し若しくは書面を交付したとき。 しくは書面の交付を拒み、又は虚偽の記載をして第三十六条の写用する場合を含む。 この号において同じ。)の規定による写し若九 正当の理由がなく、第三十六条(第三十九条第一項において準

下の過料に処する。 一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以条第一項、投資信託法第二百五十一条又は優先出資法第五十四条第第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産流動化法第二百五十二

え置かなかつたとき。 第三十二条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、実質株主 (以下この条において「実質株主名簿又は実質優先出資名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資名簿、実質機主名簿(以下この条において「実質株主名簿等」という。)又は第三十二条第六項(第三十九条の五第一項及の第三十二条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及

以下の過料に処する。
第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当する法律第五十四条第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百第四十九条 商法第四百九十八条第一項、資産の流動化に関する法律

をしたとき。 第三十二条第二項(第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)又は第三十二条第五項(第三十九条第三項用する場合を含む。)又は第三十二条第五項(第三十九条第三項の (第三十九条第三項 (第三十二条第二項(第三十九条第三項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第二項(第三十二条第三項(第三十二条第二項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項(第三十二条第三項及び第五項から第七項ま

十二条第八項(第三十九条第六項において準用する場合を含む。第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)又は第三三 正当の理由がなく、第三十二条第七項(第三十九条第三項及び

四 第三十九条の三第一項の規定に違反したとき。 は謄写の請求を拒んだとき。

用する場合を含む。)の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又 |

だとき。

(新設)

)の規定による実質株主名簿等に係る閲覧又は謄写の請求を拒ん